○関東地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十号　佐野市高萩町字五本松四八番三地先から同市越名町字沼縁一七三七番一まで　　関東国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　春日部市立野字新田五三五番から同市倉常字五ケ村四八四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第四百八十一号宇都宮都市計画道路事業三・四・一号宇都宮栃木線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月十五日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・百二号宇都宮水戸線及び三・四・百四号宮の橋不動前線

三　事業施行期間　自平成十三年二月二十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の事業計画の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月二十五日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千六十一号高崎都市計画道路事業三・四・十号高崎駅観音山線

三　事業施行期間　自平成十年十二月二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　群馬県高崎市若松町地内

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
糸魚川市大字間脇字大谷二一番二から同市大字押上二丁目八〇八番四まで	前	BA 一三・五〇～二八・〇〇メートル 六四・〇〇～二〇一・〇〇メートル 六・六五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・五〇～二八・〇〇メートル 六四・〇〇～二〇一・〇〇メートル 三・一八七キロメートル	
(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所			

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　糸魚川市大字梶屋敷字才布四八八番四から同市大字大和川字六反田一〇五四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第六号松任都市計画道路事業三・五・七号千代尼線

三　事業施行期間　自平成十七年一月十七日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成十七年北陸地方整備局告示第六号の事業地のうち、石川県白山市成町地内において、事業地を変更する。